

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

政府の地震調査委員会によれば、南海トラフ沿いで発生するマグニチュード8から9クラスの巨大地震が、今後30年以内に発生する確率は「80%程度」とされている。

当地域では、100年から150年周期でマグニチュード8クラスの大規模な地震が発生し、甚大な被害を受けており、昭和19年の昭和東南海地震や昭和21年の昭和南海地震から80年が経過する中で、近い将来発生する可能性が高まっていると考えられる。

本市に被害を与える地震としては、こうした南海トラフを震源とする大規模な海溝型地震をはじめ、県内及び周辺地域の内陸で発生する直下型地震などがある。

地震が発生した場合、本会が立地する中辺路地域においては、地震による斜面崩壊や地すべりなどの被害が懸念される。

(洪水)

平成17年5月の市町村合併以降、本市で発生した一番大きな災害としては、平成23年の台風第12号による紀伊半島大水害がある。大杉地区で総降水量が1,998mmを観測し、そのほかの広い範囲で1,000mmを超える記録的な豪雨となり、本宮地域を中心に市内各地で河川氾濫による家屋の浸水や山腹崩壊をはじめとする土砂災害等で甚大な被害を受けた。

市内を流れる主な河川のうち、当会が立地する中辺路地域では、富田川、日置川が知事管理河川であり、その一部が重要水防箇所指定されている。

また、当地域においては、明治22年8月18日から20日の明治大水害や昭和36年9月14日から16日の第2室戸台風など、台風や集中豪雨により過去に甚大な被害を受けている。

(土砂災害)

田辺市では、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が多数抽出されている。県の土砂災害ハザードマップによると、当会が立地する山間地域では、一般的に山地（斜面や溪流）からの様々な土砂災害に対する危険性は高く、大半の集落が川沿いの狭小な谷底平野や河岸段丘に散在しており、背後に斜面がせまっているなど、台風や集中豪雨による土砂災害が懸念される。

(その他)

内陸山間部の道路の多くは斜面沿いに走っており、崖崩れや斜面崩壊、土石流等が発生した場合には、道路が寸断される危険性がある。平成23年の台風12号においては、旧中辺路町の滝尻において国道311号線が長期にわたり寸断された。

また、道路網が寸断されると他市町村あるいは他地区との陸路での連絡はほぼ絶たれてしまうこととなり、山間部の集落において孤立化のおそれは高いといえる。

そのほかの災害としては、市の防災重点農業用ため池ハザードマップによると、大雨や大地震により、ため池が決壊することがあるので、注意が必要である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1 4 4 人
- ・小規模事業者数 1 3 8 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	農業、林業	4	3	
	漁業			
	鉱業、採石業、 砂利採取業			
	建設業	2 4	2 4	町内に広く分散している
	製造業	2 5	2 4	町内に広く分散している
	電気・ガス・熱 供給・水道業			
	情報通信業			
	運輸業、郵便業	5	4	
	卸売業、小売業	3 0	2 8	町内に広く分散している
	金融業、保険業			
	不動産業、物品 賃貸業			
	学術研究、専 門・技術サービ ス業			
	宿泊業、飲食サ ービス業	3 6	3 6	近露地区に多い
	生活関連サービ ス業、娯楽業	9	9	
	教育、学習支援 業	1	1	
	医療、福祉	1		
	複合サービス事 業	3	3	
	サービス業（他 に分類されない もの）	6	6	
	合計	1 4 4	1 3 8	

(3) これまでの取組

①当市の取組

項 目	年 月	備 考
防災計画の策定	H17.5	毎年度改訂
防災訓練の実施	R7.1	年1回実施(1月)
防災備品の備蓄		備蓄食料(1日分) ・水、クラッカー、アルファ化米
防災学習会の開催		年間約1,700人参加

②当会の取組

項目	年月	備考
防災備品の備蓄		スコップ、懐中電灯、非常食等
市が実施する防災訓練への参加及び協力	R1.9	被害情報収集時の市との連携を確認。8名が参加。
事業者BCPに関する国の施策の周知	R1.11	チラシ配布122部

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる田辺市と中辺路町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・中辺路町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

○成果目標

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	3	3	3	3	3	15
啓発者数(計画策定、災害リスク周知)	127	127	127	127	127	635
フォローアップ事業者数	0	3	6	9	12	30
事業者数(経済センサス)	138					—

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあっせん	年3事業者
情報連絡体制の整備	当会と当市との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当会と当市の担当者が発災時の連絡方法を確認	年1回
連携体制の推進	当会と当市との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備	当会と当市の担当者が発災後の情報共有方法や復興支援内容等を確認 また、地域内において、感染症発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	損害保険会社等に依頼し、保険・共済に対する勉強会を開催	年1回

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

- ・発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・建設業事業者に対し、インフラの復旧や応急対策など果たすべき役割が大きいことか

ら、計画の必要性を認識してもらうべく支援を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気の設備や、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和３年３月末事業継続計画作成。

③関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認
- ・田辺市商工振興課と中辺路町商工会とで、本計画の進捗状況の確認をする。
- ・市の訓練に参加する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震・水害等）が発生したと仮定した市・県等による訓練へ参加し、年１回当市との連絡ルートの確認等を行う。

（２）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助・自分の命を守ることが第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後１時間以内に職員の安否報告を行う。
（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、田辺市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

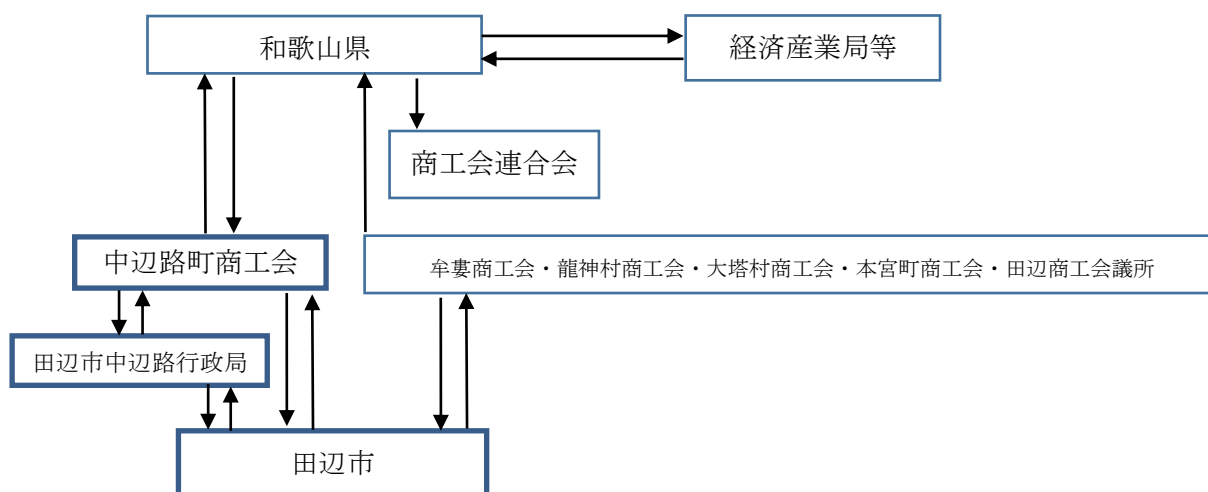
②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。豪雨の場合、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、３日以内に情報共有する。
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～１週間	１日に１回共有する
２週間～１か月	週に１回共有する
２ヶ月以降	月に１回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や田辺市地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・田辺市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、中辺路町商工会及び田辺市のHP・広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

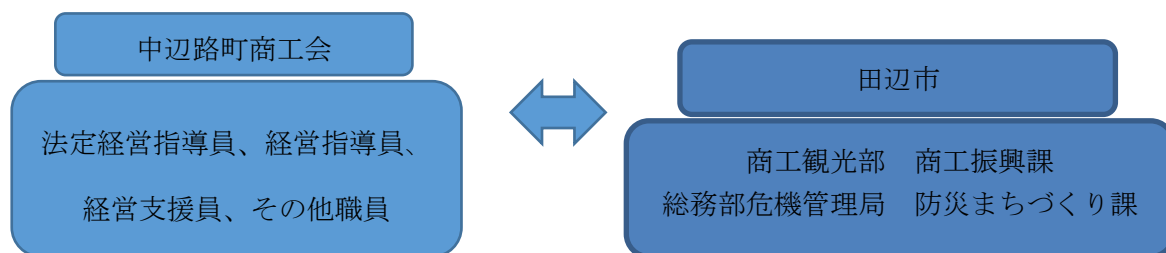
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 1 月現在)

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 津田由里子 (連絡先は下記 3 (1) 参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

中辺路町商工会 経営支援課

〒646-1421 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川 3 9 6 - 1

TEL : 0739-64-1002 / FAX : 0739-64-1611

E-mail : nakahechi@mb.aikis.or.jp

(2) 関係市町村

田辺市 商工振興課

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目 5 番 1 号

TEL : 0739-26-9970 / FAX : 0739-22-9903

E-mail : shoukou@city.tanabe.lg.jp

中辺路行政局 産業建設課

〒646-1421 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川 3 9 6 - 1

TEL : 0739-64-0500 / FAX : 0739-64-0966

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額		350	350	350	350	350
	・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
	・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
	・ パンプ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、田辺市補助金、和歌山県小規模事業者経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。